

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

取得価額が判明しているものについては取得原価、取得原価が不明なものは原則として再調達原価で評価しております。ただし昭和 59 年度以前に取得したものは取得価額不明なものとして取扱い、再調達原価で評価しております。また、対象とする有形固定資産は取得価額が 50 万円（美術品は 300 万円）以上のものを計上しています。

② 無形固定資産……………原則として取得原価

ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 市場価格のある有価証券等

会計年度末における市場価格により計上しています。

② 市場価格のない有価証券等

取得価額により計上しています。ただし実質価額が著しく低下したもののについては、相当の減額を行い計上しています。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

保有していないため、記載を省略します。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）…定額法

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）…定額法

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を

計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

富山県市町村総合事務組合にて共同処理を行っており、統一的な基準による地方公会計マニュアル「財務書類作成要領」125段に基づき計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上のものを資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価格等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

- ③ 消費税等の会計処理
税込方式を採用しています。

2 重要な会計方針の変更等

- (1) 会計方針の変更
該当なし

3 重要な後発事象

- (1) 主要な業務の改廃
該当なし

- (2) 組織・機構の大幅な変更
該当なし

- (3) 地方財政制度の大幅な改正
該当なし

- (4) 重大な災害等の発生
該当なし

4 偶発債務

- (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況
該当なし

- (2) 係争中の訴訟等
該当なし

5 追加情報

- (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。
一般会計

- ② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異
対象範囲に差異はありません。

- ③ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 - (対象会計の範囲内合計で赤字とならないため)

連結実質赤字比率 - (対象会計の範囲内合計で赤字とならないため)

実質公債費比率 11.3%

将来負担比率 111.4%

⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額
該当なし

⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額

継続費通次繰越額

(一般会計) 16,087 千円

繰越明許費繰越額

(一般会計) 125,509 千円

事故繰越繰越額

(一般会計) 該当なし

⑧ 過年度修正等に関する主な事項

過年度の建物及び物品の計上に誤りがあったため、本年度において修正を行っています。この修正により、本年度の貸借対照表において、建物が 16,251,335 千円減少、物品が 16,100 千円増加し、純資産変動計算書において無償所管替等が同額計上されています。

(2) 貸借対照表に係る事項

① 基準変更による影響額等は次のとおりです。

ア 財務書類の対象となる会計の変更

該当なし

② 売却可能資産に係る資産科目別の金額

事業用資産 731,594 千円

土地 731,594 千円

平成 31 年 3 月 31 日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっています。

- ④ 減債基金に係る積立不足額
該当なし
- ⑤ 基金借入金（繰替運用）
歳計現金に不足が生じる場合、効率性を勘案の上、歳計現金への繰替運用を行っていますが、年度末残高は0円です。
- ⑥ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額
20,373,955 千円
- ⑦ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。
- | | |
|---------------------------|---------------|
| 標準財政規模 | 12,413,372 千円 |
| 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 | 9,549,966 千円 |
| 将来負担額 | 46,046,300 千円 |
| 充当可能基金額 | 2,985,280 千円 |
| 特定財源見込額 | 194,077 千円 |
| 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 | 31,723,485 千円 |
- ⑧ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 168,646 千円
- ⑨ 管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等及び表示登記が行われていない法定外公共物の財務情報
該当なし なお、当該資産は貸借対照表の資産に計上されません。
- ⑩ 道路、河川及び水路の敷地の評価額について、基準モデル等に基づいた評価を当該評価額とした場合は、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」63 段落による評価額
該当なし

(3) 行政コスト計算書に係る事項

基準変更による影響額の内訳

該当なし

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 基礎的財政収支

業務活動収支（支払利息支出を除く）	1,254,740 千円
基金を除く投資活動収支	<u>△1,947,562 千円</u>
基礎的財政収支	△692,822 千円

② 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳
資金収支計算書

業務活動収支	1,100 百万円
-----	-----
投資活動収入の国県等補助金収入	1,013 百万円
減価償却費	△3,651 百万円
賞与等引当金繰入額	△190 百万円
退職手当引当金繰入額	49 百万円
徴収不能引当金繰入額	△4 百万円
資産除売却益（損）	△52 百万円
未収債権額・未払債務額等の増減	△269 百万円
純資産変動計算書の本年度差額	△2,004 百万円
-----	-----

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	3,000,000 千円
一時借入金に係る利子額	663 千円

⑤ 重要な非資金取引

重要な非資金取引は以下のとおりです。

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額
184 百万円